福島県後期高齢者医療広域連合公告第7号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第19条第6項の規定による特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況及び同法第21条の規定による女性の職業生活における活躍に関する情報は、別紙のとおりである。

令和5年8月1日

福島県後期高齢者医療広域連合長 木 幡 浩

令和4年度福島県後期高齢者医療広域連合における女性活躍推進法に基づく取組等

1 女性活躍推進法第19条第6項の規定に基づく取組の実施状況

	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
管理的地位にある女性割合	50%	0 %	0 %	0 %
職員に占める女性割合	48%	4 2 %	4 2 %	4 0 %

2 女性活躍推進法第21条の規定による女性の職業生活における活躍に関する情報

(1)職員数における女性割合と超過勤務及び年次有給休暇取得状況

		令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
管理的地位にある女性割合		50%	0 %	0 %	0 %
職員に占める女性割合	(職員)	3 5 %	26%	30%	26%
	(任期付職員)	3 3 %	50%	3 3 %	50%
	(会計年度任用職員)	100%	100%	100%	100%
	(派遣労働者)	100%	100%	100%	100%
超過勤務の状況(月平均)		6. 7時間	9. 4時間	9.5時間	7. 2時間
	(内女性の平均)	5.5時間	7. 3時間	10.0時間	4. 0 時間
年次有給休暇の	の取得状況(年平均)	13.2日	12.1日	11.8日	8.1日
	(内女性の平均)	11.0日	10.5日	8.2日	8. 7日

(2) 職員の給与の男女の差異の情報

ア 全職員に係る情報

一般日 マム	男女の給与の差異	
職員区分	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	- %	
任期の定めのない常勤職員以外の職員	71.6%	
全職員	71.6%	

イ 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

① 役職段階別

~	男女の給与の差異	
(文·城+文)馆	(男性の給与に対する女性の給与の割合	
本庁部局長・次長相当職	—%	
本庁課長相当職	—%	
本庁課長補佐相当職	- %	
本庁係長相当職	- %	

② 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
39JIIILT 300	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	- %	
31~35年	- %	
26~30年	—%	
21~25年	- %	
16~20年	—%	
1 1 ~ 1 5年	- %	
6~10年	- %	
1~5年	-%	

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員は、県及び構成市町村派遣職員のみであり該当者が存在しない。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員数は7名で、そのうち任期付職員が3名(女性1名)、会計年度任用職員が4名(女性のみ)である。給与水準が低い会計年度任用職員に女性職員が偏っているため、男女間で約30%の給与の差異が生じている。